○会計検査院規則第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条の規定に基づき、会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　会計検査院長　森田　祐司

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成十七年会計検査院規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百二十四条」を「第百二十六条」に改める。

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中「貸付けに係る経理」の次に「、福島国際研究教育機構」を加え、同表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「内閣府子ども・子育て本部」を「こども家庭庁」に改め、同表第五局の課及び上席調査官欄中「情報通信検査課」を「デジタル検査課」に改める。

附　則

1　この規則は、令和五年四月一日から施行し、改正後の別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄の規定は、福島国際研究教育機構の成立の日から適用する。

2　この規則による改正前の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項は、この規則の施行の際、改正後の別表の備考三の規定により事務総長から特に命ぜられた事項とみなす。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日　　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―七九―一

人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―七九（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。